

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

固定資産税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者の情報保護管理体制を確認し、また秘密の保持についても契約事項に定めている。

## 評価実施機関名

大分県杵築市長

## 公表日

令和8年1月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に従い、固定資産税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 1. 課税標準の決定又は更正に関する事務 2. 税額の決定又は更生、賦課決定に関する事務 3. 納税の告知 4. 評価証明書等の発行事務
③システムの名称	1. Acrocity固定資産税 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条及び別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 1. 番号法第19条第8号及び別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条  情報提供の根拠 なし(提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1801

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	税務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1805
-----	--

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した
---------

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	杵築市セキュリティ委員会で毎年度当初に承認を得た教育研修を、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I 関連情報5. ②所属長	税務課長	税務課長 篠田 邦昭	事後	
平成29年7月20日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月20日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報5. ②所属長の役職名	税務課長 篠田邦昭	税務課長	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月27日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日	2019/4/1	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日	2019/4/1	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和1年12月6日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/4/1	2019/10/1	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2019/10/1	2020/10/1	事後	
令和2年11月4日	IVリスク対策8. 監査	[ ○ ]外部監査	[ ]外部監査	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和3年11月26日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/10/1	事後	
令和3年11月26日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	情報照会の根拠 1. 番号法第19条第7号及び別表第二の27の	情報照会の根拠 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の27の	事後	
令和4年11月4日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和4年11月4日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2021/10/1	2022/10/1	事後	
令和4年11月4日	IVリスク対策8. 監査	[ ]外部監査	[ ○ ]外部監査	事後	
令和5年11月15日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年11月15日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2022/10/1	2023/10/1	事後	
令和5年11月15日	IVリスク対策8. 監査	[ ○ ]外部監査	[ ]外部監査	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報9規則第9条第2項の適用	—	新様式による追加	事後	
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2023/10/1	2024/10/1	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	—	[ ○ ]人手を介在させる作業はない事後	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	最も優先度が高いと考えられる対策 ⑨従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	当該対策は十分か【再掲】十分である	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	判断の根拠 枝栄市セキュリティ委員会で毎年度当初に承認を得た教育研修を、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条及び別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条及び別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 1. 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条	情報照会の根拠 1. 番号法第19条第8号及び別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	
令和8年1月23日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	2024/10/1	2025/10/1	事後	
令和8年1月23日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2024/10/1	2025/10/1	事後	